

正 誤 表

誤（現 行）	正（訂 正）				
<p data-bbox="322 277 920 443" style="text-align: center;">土木工事の電子納品 運用ガイドライン(案)</p> <p data-bbox="535 467 674 491" style="text-align: center;">令和5年4月</p> <p data-bbox="468 563 741 587" style="text-align: center;">奈良県県土マネジメント部</p> <p data-bbox="91 788 315 812">1.2 電子納品の定義</p> <p data-bbox="91 820 958 844">本ガイドラインで取り扱う「電子納品」及び「電子成果品」を以下のとおり定義する。</p> <table border="1" data-bbox="98 868 1122 1007"><tr><td data-bbox="98 868 1122 943">電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」を指します。</td></tr><tr><td data-bbox="98 943 1122 1007">電子成果品とは、「工事又は業務の共通仕様書等において規定される資料のうち、電子的手段によって発注者に提出する書類であり、各電子納品要領に基づいて作成した電子データ」を指します。</td></tr></table>	電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」を指します。	電子成果品とは、「工事又は業務の共通仕様書等において規定される資料のうち、電子的手段によって発注者に提出する書類であり、各電子納品要領に基づいて作成した電子データ」を指します。	<p data-bbox="1341 309 1939 475" style="text-align: center;">土木工事の電子納品 運用ガイドライン(案)</p> <p data-bbox="1576 499 1715 523" style="text-align: center;">令和5年4月</p> <p data-bbox="1509 595 1783 619" style="text-align: center;">奈良県県土マネジメント部</p> <p data-bbox="1140 788 1364 812">1.2 電子納品の定義</p> <p data-bbox="1140 820 2007 844">本ガイドラインで取り扱う「電子納品」及び「電子成果品」を以下のとおり定義する。</p> <table border="1" data-bbox="1146 868 2170 1007"><tr><td data-bbox="1146 868 2170 943">電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」を指します。</td></tr><tr><td data-bbox="1146 943 2170 1007">電子成果品とは、「工事又は業務の共通仕様書等において規定される資料のうち、電子的手段によって発注者に提出する書類であり、各電子納品要領に基づいて作成した電子データ」を指します。</td></tr></table>	電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」を指 します 。	電子成果品とは、「工事又は業務の共通仕様書等において規定される資料のうち、電子的手段によって発注者に提出する書類であり、各電子納品要領に基づいて作成した電子データ」を指 します 。
電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」を指します。					
電子成果品とは、「工事又は業務の共通仕様書等において規定される資料のうち、電子的手段によって発注者に提出する書類であり、各電子納品要領に基づいて作成した電子データ」を指します。					
電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」を指 します 。					
電子成果品とは、「工事又は業務の共通仕様書等において規定される資料のうち、電子的手段によって発注者に提出する書類であり、各電子納品要領に基づいて作成した電子データ」を指 します 。					

1.3 標準的な電子納品の流れ

標準的な土木工事の電子納品の流れを図 1-1 に示す。

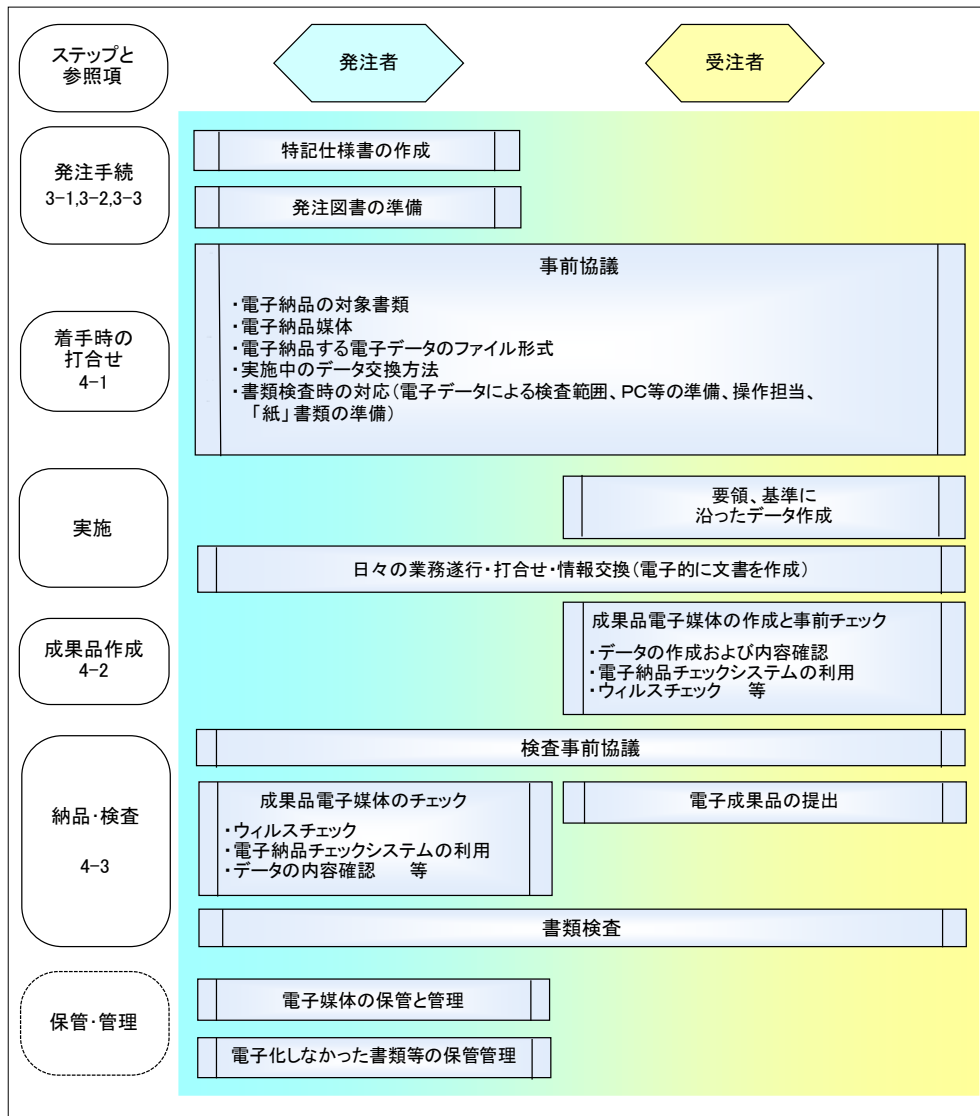


図 1-1 電子納品の流れ

1.3 標準的な電子納品の流れ

標準的な土木工事の電子納品の流れを図 1-1 に示す。

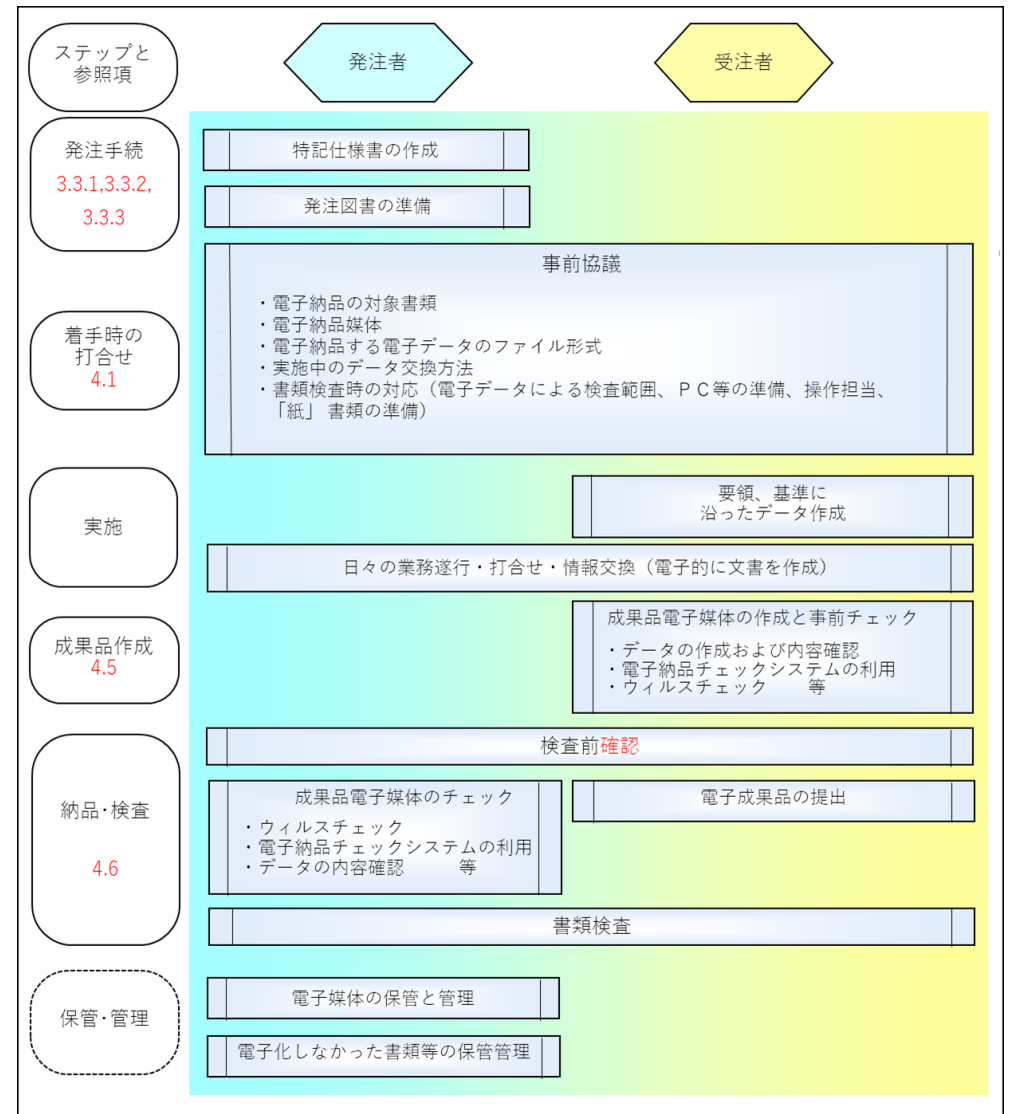


図 1-1 電子納品の流れ

1.4 準拠する要領・基準類

本県における電子納品については、以下の規程に基づき実施する。

電子納品にあたっては、本ガイドライン及び表 1-1 に示す準拠する国の要領及び基準類により作成してください。ただし、本ガイドラインと差異が生じた場合は、本ガイドラインを優先します。

表 1-1 適用する電子納品要領・基準類・ガイドライン

分野	要領・基準・ガイドライン名	策定年月	策定者	
電子納品要領	一般土木	工事完成図書の電子納品要領	R4.3	国土交通省
		CAD 製図基準	H28.3	〃
		デジタル写真管理情報基準	R2.3	〃
		地質・土質調査成果電子納品要領	H28.10	〃
電 気	工事完成図書の電子納品等要領 電気通信設備編	R4.3	〃	
		CAD 製図基準 電気通信設備編	H29.3	〃
機 械	工事完成図書の電子納品等要領 機械設備工事編	R4.3	〃	
		CAD 製図基準 機械設備工事編	H29.3	〃
ガイドライン	一般土木	電子納品運用ガイドライン【土木工事編】	R4.3	〃
		CAD 製図基準に関する運用ガイドライン	H29.3	〃
	電 気	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	H30.3	〃
		電子納品運用ガイドライン【電気通信設備工事編】	R4.3	〃
	機 械	CAD 製図基準に関する運用ガイドライン	H29.3	〃
		電気通信設備編		
機 械	電子納品等運用ガイドライン 機械設備工事編【工事】	R4.3	〃	
	CAD 製図基準に関する運用ガイドライン	H29.3	〃	
その他	i-Construct ion	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)	R4.3	〃
	BIM/CIM	BIM/CIM モデル等電子納品要領(案)及び同解説	R4.3	〃

1.4 準拠する要領・基準類

本県における電子納品については、以下の規程に基づき実施する。

電子納品にあたっては、本ガイドライン及び表 1-1 に示す準拠する国の要領及び基準類により作成する。ただし、本ガイドラインと差異が生じた場合は、本ガイドラインを優先する。

表 1-1 適用する電子納品要領・基準類・ガイドライン

分野	要領・基準・ガイドライン名	策定年月	策定者	
電子納品要領	一般土木	工事完成図書の電子納品要領	R4.3	国土交通省
		CAD 製図基準	H29.3	〃
		デジタル写真管理情報基準	R2.3	〃
		地質・土質調査成果電子納品要領	H28.10	〃
電 気	工事完成図書の電子納品等要領 電気通信設備編	R4.3	〃	
		CAD 製図基準 電気通信設備編	H29.3	〃
機 械	工事完成図書の電子納品等要領 機械設備工事編	R4.3	〃	
		CAD 製図基準 機械設備工事編	H29.3	〃
ガイドライン	一般土木	電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】	R4.3	〃
		CAD 製図基準に関する運用ガイドライン	H29.3	〃
	共通	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	H30.3	〃
	電 気	電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】	R4.3	〃
		CAD 製図基準に関する運用ガイドライン	H29.3	〃
	機 械	電気通信設備編		
電子納品等運用ガイドライン 機械設備工事編【工事】		R4.3	〃	
機 械	CAD 製図基準に関する運用ガイドライン	H29.3	〃	
	機械設備工事編			
その他	i-Construct ion	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)	R4.3	〃
	BIM/CIM	BIM/CIM モデル等電子納品要領(案)及び同解説	R4.3	〃

3. 電子納品発注準備における電子納品の留意事項等

3.1 特記仕様書への記載

成果品を規定する共通仕様書等(表 2-1)に、電子納品についての記載がない場合は、対象とする工事の特記仕様書に電子納品に関する事項を必ず記載すること。参考に、記載例を以下に示す。

第〇〇条 電子納品

1 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事等の各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「工事完成図書の電子納品要領」(以下「要領」という)及び、奈良県が策定した「土木工事の電子納品運用ガイドライン(案)」(以下「ガイドライン(案)」という)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

2 電子成果品は、「要領」及び「ガイドライン(案)」に基づき作成する。なお、要領、ガイドライン(案)に記載がない項目については、調査(監督)職員と協議のうえ、決定するものとする。

3 電子成果品は、データを格納した電子媒体(CD-R 等)を 2 部(正・副)提出する。なお、電子成果品によらないものは、従来どおり、紙で納品する。
使用する電子媒体は、CD-R または DVD-R、BD-R を基本とする。(一度しか書き込みができないもの)
CD-R のフォーマットは、Joliet とする。
DVD-R を使用する場合は、UDF (UDF Bridge) とする。
BD-R を使用する場合は、UDF2.6 とする。

4 工事完成図書の提出の場合には、奈良県電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出する。

3.2 積算上の考え方

電子納品の成果品に係わる積算上の考え方については、以下のとおりとする。

工事完成図書の電子納品に係わる費用については、現行の共通仮設費率で対応する。

3. 電子納品発注準備における電子納品の留意事項等

3.1 特記仕様書への記載

電子納品の対象とする工事は特記仕様書に電子納品に関する事項を必ず記載すること。参考に、記載例を以下に示す。

例 1 当初から電子納品の対象とする工事

第〇〇条 電子納品

1 本工事は電子納品対象工事とする。

2 電子成果品は、「土木工事の電子納品運用ガイドライン(案)令和 5 年 4 月奈良県県土マネジメント部」に基づき作成する。なお、ガイドライン(案)に記載がない項目については、調査(監督)職員と協議のうえ、決定するものとする。

~~3 電子成果品は、データを格納した電子媒体(CD-R 等)を 2 部(正・副)提出する。なお、電子成果品によらないものは、従来どおり、紙で納品する。
使用する電子媒体は、CD-R または DVD-R、BD-R を基本とする。(一度しか書き込みができないもの)
CD-R のフォーマットは、Joliet とする。
DVD-R を使用する場合は、UDF (UDF Bridge) とする。
BD-R を使用する場合は、UDF2.6 とする。~~

~~4 工事完成図書の提出の場合には、奈良県電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出する。~~

例 2 情報共有システムの利用により電子納品の対象となる工事

1 本工事は情報共有システムを利用した場合、電子納品の対象工事とする。

3.2 積算上の考え方

電子納品の成果品に係わる積算上の考え方については、以下のとおりとする。

工事完成図書の電子納品に係わる費用については、共通仮設費率計上分(技術管理費)に含まれている。

3.3.2 発注図の準備・作成

発注図の準備にあたっては、CAD 図面データがある場合には、その加工を行い発注図とすること。また、貸与資料に電子データがある場合は、積極的に電子データを活用するものとする。

発注者は、SXF(SFC)で作成した CAD 図面データを発注図書として準備できる場合は、積極的に SXF(SFC)の図面を加工して、受注者に引き渡すこと。

CAD 図面データを発注図として受注者に引き渡す場合に必要な主な作業は、全体設計を工事発注単位に分割する場合の加筆・修正、図番変更、表題欄、ファイル名の付け替え、加筆・修正を行ったレイヤ名の変更等です。

・表題欄・ファイル名の変更

設計成果から必要な図面を抽出し発注図を作成する場合は、図番変更とあわせて、表題欄・ファイル名の変更を行います。

1) 表題欄

(例) ○○道路詳細設計 CAD データを○○道路××工事に使用する場合

表題欄の工事名欄：「○○道路詳細設計」 ⇒ 「○○道路××工事」

2) ファイル名

設計段階で使用していた CAD データファイル名の先頭の文字を、発注する際のライフサイクル(S-測量、D-設計、C-施工、M-維持管理)にあわせて変更する。またファイル名(拡張子除く)の末尾(改訂履歴)の Z を O に変更します。

3.3.3 発注用 CD-R 等の作成

発注者は、発注用 CD-R 等の作成にあたり、所定のフォルダに発注図を格納し、契約後、受注者に電子メールや ASP、電子媒体などの手段により貸与する。

4. 電子納品の実施

4.1 受発注者間協議事項

電子納品の実施にあたっては、受発注者間で事前協議を行う。

工事着手時には、工事実施期間中の混乱を防ぎ、円滑に電子納品を実施するため、「工事着手時の事前協議チェックシート」を用いて事前協議を行うこと。

協議結果を取りまとめたチェックシートは、受発注者間で協議を行い、付属資料として提出するものとする。

3.3.2 発注図の準備・作成

発注図の準備にあたっては、**CAD 図面データを加工し**発注図とすること。また、貸与資料に電子データがある場合は、積極的に電子データを活用するものとする。

発注者は、SXF(SFC)で作成した CAD 図面データを発注図書として**準備できる場合は、積極的に SXF(SFC)の図面を加工して、**受注者に引き渡すこと。

CAD 図面データを発注図として受注者に引き渡す場合に必要な主な作業は、全体設計を工事発注単位に分割する場合の加筆・修正、図番変更、表題欄、ファイル名の付け替え、加筆・修正を行ったレイヤ名の変更等**である。**

・表題欄・ファイル名の変更

設計成果から必要な図面を抽出し発注図を作成する場合は、図番変更とあわせて、表題欄・ファイル名の変更を行う。

1) 表題欄

(例) ○○道路詳細設計 CAD データを○○道路××工事に使用する場合

表題欄の工事名欄：「○○道路詳細設計」 ⇒ 「○○道路××工事」

2) ファイル名

設計段階で使用していた CAD データファイル名の先頭の文字を、発注する際のライフサイクル(S-測量、D-設計、C-施工、M-維持管理)にあわせて変更する。またファイル名(拡張子除く)の末尾(改訂履歴)の Z を O に変更**する。**

3.3.3 発注用 CD-R 等の作成

発注者は、発注用 CD-R 等の作成にあたり、所定のフォルダに発注図を格納し、契約後、受注者に電子メールや**情報共有システム**、電子媒体などの手段により貸与する。

4. 電子納品の実施

4.1 受発注者間協議事項

電子納品の実施にあたっては、受発注者間で事前協議を行う。

工事着手時には、工事実施期間中の混乱を防ぎ、円滑に電子納品を実施するため、「**事前協議チェックシート**」(別紙)を用いて事前協議を行うこと。

協議結果を取りまとめたチェックシートは、受発注者間で協議を行い、付属資料として提出するものとする。

<p>1) 工事施工中の情報交換・共有方法（ASP の活用）</p> <p>2) 電子納品対象書類</p> <p>3) 納品方法（電子媒体による納品） 電子納品の媒体は、CD-R または DVD-R、BD-R を基本とする。（一度しか書き込みができないもの） CD-R のフォーマットは、Joliet とする。 DVD-R を使用する場合のフォーマットは、UDF（UDF Bridge）とする。 BD-R を使用する場合のフォーマットは、UDF2.6 とする。 ※本県では、オンラインで納品には対応していないので、必ず電子媒体により提出を行うこと。</p> <p>4) 施設情報の登録の登録内容（施設コード、施設名称、測量系、緯度経度、平面直角座標）</p> <p>5) その他の事項</p>	<p>1) 工事施工中の情報交換・共有方法（情報共有システムの活用）</p> <p>2) 電子納品対象書類</p> <p>3) 納品方法（電子媒体による納品） 電子納品の媒体は、CD-R または DVD-R、BD-R を基本とする。（一度しか書き込みができないもの） CD-R のフォーマットは、Joliet とする。 DVD-R を使用する場合のフォーマットは、UDF（UDF Bridge）とする。 BD-R を使用する場合のフォーマットは、UDF2.6 とする。 ※本県では、オンラインで納品には対応していないので、必ず電子媒体により提出を行うこと。</p> <p>4) 施設情報の登録の登録内容（施設コード、施設名称、測量系、緯度経度、平面直角座標）</p> <p>5) 検査方法等</p> <p>6) その他の事項</p>
<p>4.4 工事完成図書の作成</p> <p>4.4.1 電子成果品の仕様</p>	<p>4.4 工事完成図書の作成</p> <p>4.4.1 電子成果品の仕様</p>
<p>電子成果品を作成する場合のフォルダ構成やファイル形式等について、本ガイドライン(案)に記述した事項以外は、1.4 に示した国土交通省の要領・基準に従って作成する。</p>	<p>電子成果品を作成する場合のフォルダ構成やファイル形式等について、本ガイドライン(案)に記述した事項以外は、1.4 に示した国土交通省の要領・基準に従って作成する。</p>
<p>成果品のフォルダ構成については、図 2-1 成果品のフォルダ構成を参照する。</p>	<p>成果品のフォルダ構成については、図 2-1 成果品のフォルダ構成を参照する。</p>
<p>4.4.2 工事管理ファイルの取り扱い</p> <p>(1) 工事管理項目</p>	<p>4.4.2 工事管理ファイルの取り扱い</p> <p>(1) 工事管理項目</p>
<p>成果品の電子媒体に格納する工事管理ファイル(INDEX_C.XML)に記入する工事管理項目のうち「工事番号」については、工事着手時に発注者から受注者へ指示を行う。</p>	<p>成果品の電子媒体に格納する工事管理ファイル(INDEX_C.XML)に記入する工事管理項目のうち「工事番号」については、設計書コードを記載するものとする。設計書コードは工事着手時に発注者から受注者へ指示を行う。</p>
<p>「工事管理項目」は成果品の電子データファイルを検索、参照、再利用するなど活用していくための工事の属性項目である。また、工事管理ファイル(INDEX_C.XML)※は「工事管理項目」の電子データファイルである。</p> <p>1) 工事番号 「工事番号」については、奈良県土木事務管理システムの施行番号とし、工事着手時に発注者から受注者へ指示を行うこと。</p>	<p>「工事管理項目」は成果品の電子データファイルを検索、参照、再利用するなど活用していくための工事の属性項目である。また、工事管理ファイル(INDEX_C.XML)※は「工事管理項目」の電子データファイルである。</p> <p>1) 工事番号 「工事番号」については、設計書コード（奈良県土木事務管理システムの施行番号）とし、工事着手時に発注者から受注者へ指示を行うこと。</p>

4.4.4 工事写真の取り扱い

工事写真は、デジタル写真管理情報基準に従って作成する。
また、工事全体の流れが判るように、工種種別、撮影項目ごとに分類し、必要に応じて撮影位置図等を添付する等、工事進捗に合わせ編集工夫することが望ましい。
有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標とする。
ファイル形式は日本産業規格（JIS）に示される JPEG 等とし、撮影モードによる圧縮比がある場合は、「標準（BASIC、約 1/16 圧縮）」とする。動画ファイル形式については、監督職員の承諾を得た上で使用する。
写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

『デジタル写真管理情報基準 H28.3』では、写真管理項目の中の〔大分類が「工事」で、提出頻度写真でない場合は、「写真区分」「工種」「種別」「細別」は記入不要〕とされている。しかしこれらの情報は電子納品された工事写真の管理や検査時の確認に重要となるため、電子媒体に格納する写真は、大分類が「工事」の場合は「写真区分」「工種」「種別」「細別」の情報をできる限り記入するものとする。また撮影箇所についてもできる限り入力するものとする。

4.4.4 工事写真の取り扱い

工事写真は、デジタル写真管理情報基準に従って作成する。
また、工事全体の流れが判るように、工種種別、撮影項目ごとに分類し、必要に応じて撮影位置図等を添付する等、工事進捗に合わせ編集工夫することが望ましい。
有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標とする。
ファイル形式は日本産業規格（JIS）に示される JPEG 等とし、撮影モードによる圧縮比がある場合は、「標準（BASIC、約 1/16 圧縮）」とする。動画ファイル形式については、監督職員の承諾を得た上で使用する。
写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

『デジタル写真管理情報基準 R2.3』では、写真管理項目の中の〔大分類が「工事」で、提出頻度写真でない場合は、「写真区分」「工種」「種別」「細別」は記入不要〕とされている。しかしこれらの情報は電子納品された工事写真の管理や検査時の確認に重要となるため、電子媒体に格納する写真は、大分類が「工事」の場合は「写真区分」「工種」「種別」「細別」の情報をできる限り記入するものとする。また撮影箇所についてもできる限り入力するものとする。

電子媒体納品書

令和 年 月 日

奈良県

〇〇土木事務所長 殿

下記のとおり、電子媒体を納品します。

受注者 (住所)
(名称)
(管理技術者氏名)

1. 案件情報

工事名	
工事番号	
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
受注者チェック日	令和 年 月 日 に「奈良県電子納品チェックソフト」でチェック済み
媒体数	<input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> BD-R 合計 枚

2. エラー項目について

項目	理由	発注機関確認欄

確認日 令和 年 月 日

下記の案件について、電子媒体の納品を確認しました。

発注者 (発注機関名)
(監督員氏名)

図 4-2 工事の電子媒体納品書例

電子媒体納品書

令和 年 月 日

奈良県

〇〇土木事務所長 殿

下記のとおり、電子媒体を納品します。

受注者 (住所)
(名称)
(現場代理人氏名)

1. 案件情報

工事名	
工事番号 <small>※契約書記載の工事番号</small>	
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
受注者チェック日	令和 年 月 日 に「奈良県電子納品チェックソフト」でチェック済み
媒体数	<input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> BD-R 合計 枚

2. エラー項目について

項目	理由	発注機関確認欄

確認日 令和 年 月 日

下記の案件について、電子媒体の納品を確認しました。

発注者 (発注機関名)
(監督員氏名)

図 4-2 工事の電子媒体納品書例

4.6 電子データを用いた書類検査

4.6.1 電子成果品の受け取りから保管までの流れ

電子媒体の受け取りから保管までの全体フローは当面の間、図 4-3 に示すとおりである。

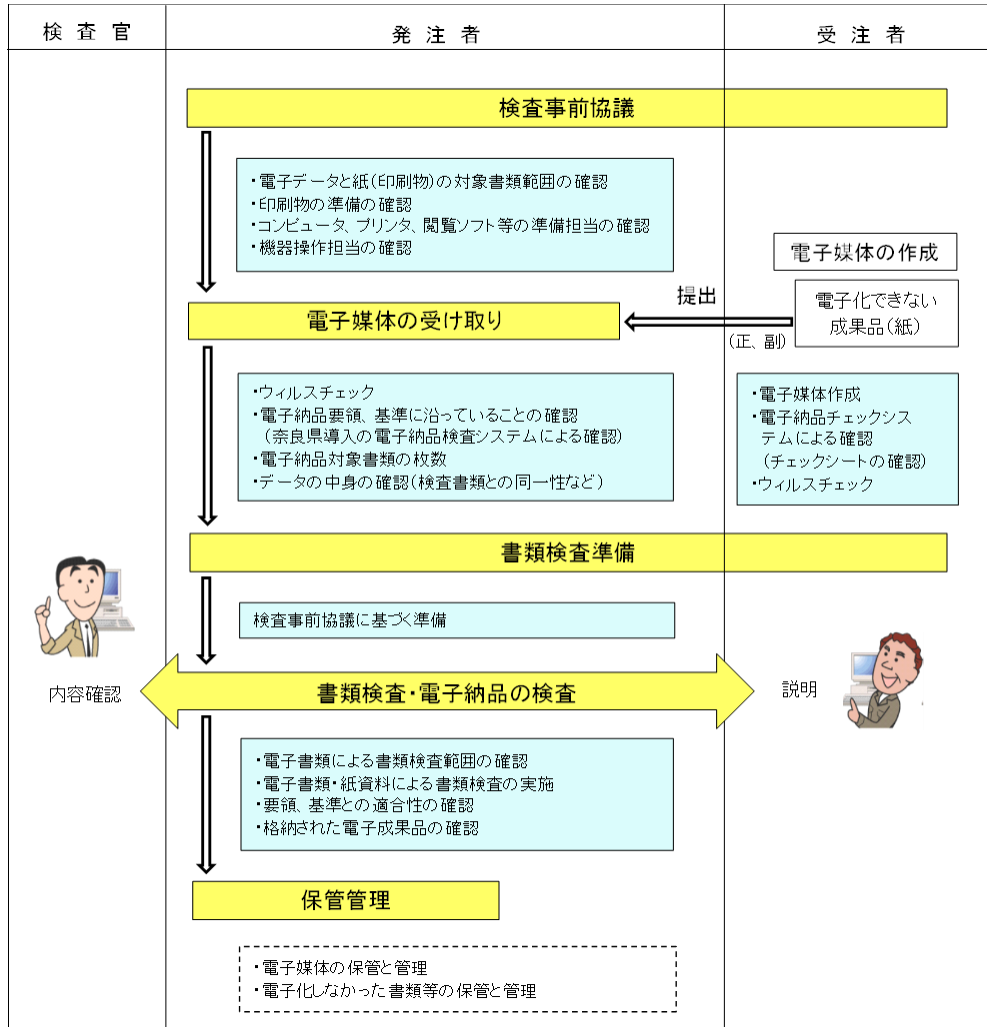


図 4-3 電子成果品の受け取りから保管までの流れ

4.6 電子データを用いた書類検査

4.6.1 電子成果品の受け取りから保管までの流れ

電子媒体の受け取りから保管までの全体フローは当面の間、図 4-3 に示すとおりである。

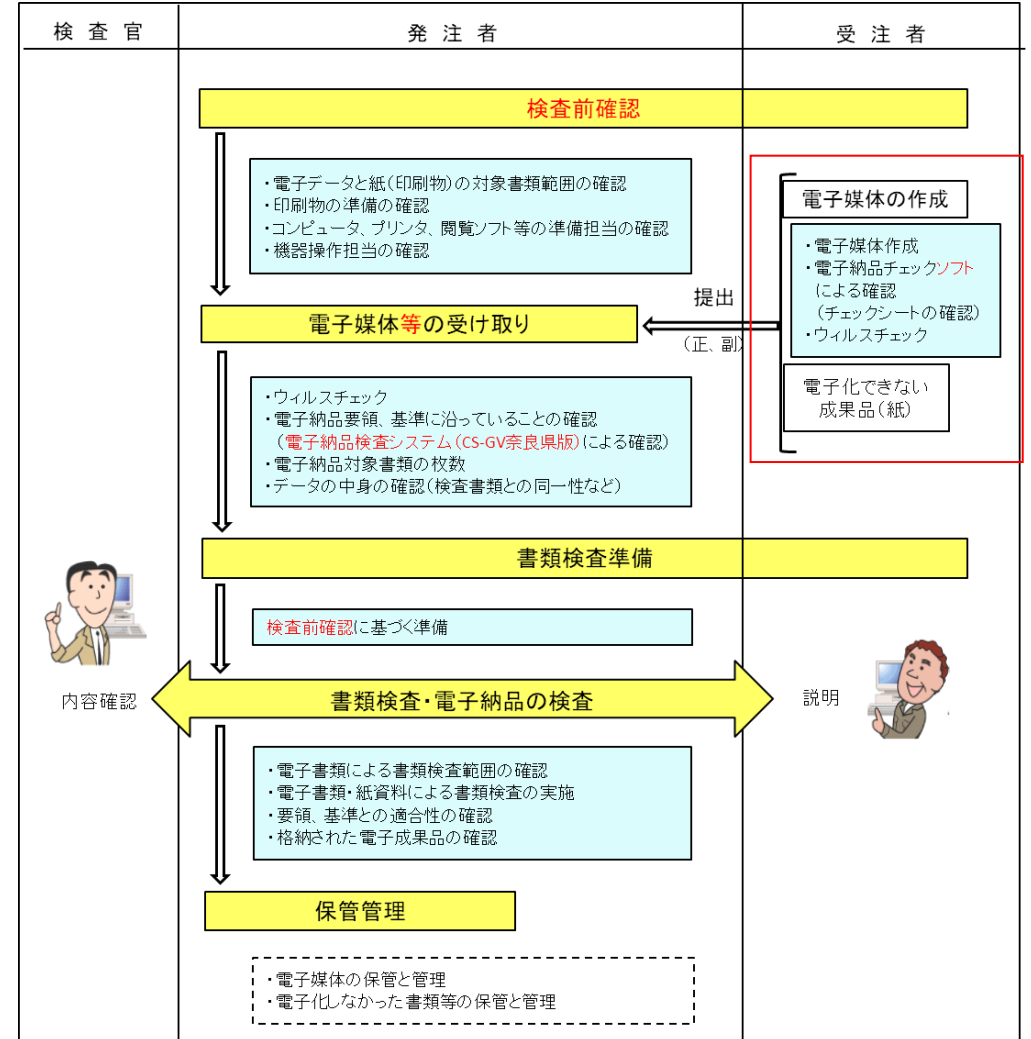


図 4-3 電子成果品の受け取りから保管までの流れ

4.6.3 準備と実施

電子成果品に対する円滑な検査の実施を確保するため、事前に受発注者で協議を行い、協議結果を受注者が検査前協議チェックシートに記録し発注者に提出すること

- 1) 書類検査を行うための準備(機器環境等)は、原則として発注者が行う。ただし、受注者が希望する場合や検査場所等により発注者側での準備が困難な場合は、受発注者間で協議する。
- 2) 検査時の書類の閲覧は、基本的に発注者が用意する PC に搭載されている奈良県導入の電子納品検査システムやその他ソフトウェアを利用して行う。特別なソフトウェアを使用する場合には、機器(PC等)を含めて受注者側で準備を行うものとする。

4.6.4 納品前のエラーチェックとウィルスチェック

受注者は奈良県電子納品チェックソフトによりチェックを行い、結果とともに電子媒体納品書と一緒に提出すること。また、ウィルスチェックを実施すること。

- 1) 奈良県が公開する「奈良県電子納品チェックソフト」によりチェックを行い、エラーのないものを電子納品してください。やむを得ないエラー箇所は、その内容を電子媒体納品書のエラー項目に記載してください。
「奈良県電子納品チェックソフト」は下記ホームページからダウンロードできます。
<https://www.pref.nara.jp/3636.htm>
- 2) チェック完了後は、「PDF 出力」にてチェック結果を出力し、印刷を行ってください。印刷したものを電子媒体納品書と一緒に調査職員へ提出ください。
- 3) 電子媒体のラベル面で記載した方法でウィルスチェックを実施してください。

4.6.5 電子成果品(CD-R等)の内容確認

- 電子成果品(CD-R)の確認にあたっては以下の点に留意する。
- i) 必要な書類が本ガイドラインおよび各要領・基準等に従って適切に作成・格納されていること
 - ii) 書類検査において確認した書類と、同一書類が格納されていること
 - iii) ウィルス対策を実施していること

電子成果品(CD-R等)の確認は、本ガイドラインおよび各要領・基準等に従い、正しく管理項目等が作成されていること、電子納品の対象書類が漏れなく格納されていることを確認する必要がある。

4.6.3 準備と実施

発注者と受注者は、成果品の検査に先立ち、事前協議で決定した電子成果品に係る検査方法等を確認すること。

- 1) 書類検査を行うための準備(機器環境等)は、原則として発注者が行う。ただし、受注者が希望する場合や検査場所等により発注者側での準備が困難な場合は、受発注者間で協議する。
- 2) 検査時の書類の閲覧は、基本的に発注者が用意する PC に搭載されている電子納品検査システム(CS-GV 奈良県版)やその他ソフトウェアを利用して行う。特別なソフトウェアを使用する場合には、機器(PC等)を含めて受注者側で準備を行うものとする。

4.6.4 納品前のエラーチェックとウィルスチェック

受注者は奈良県電子納品チェックソフトによりチェックを行い、結果とともに電子媒体納品書と一緒に提出すること。また、ウィルスチェックを実施すること。

- 1) 奈良県が公開する「奈良県電子納品チェックソフト」によりチェックを行い、エラーのないものを電子納品すること。やむを得ないエラー箇所は、その内容を電子媒体納品書のエラー項目に記載すること。
「奈良県電子納品チェックソフト」は下記ホームページからダウンロードできる。
<https://www.pref.nara.jp/3636.htm>
- 2) チェック完了後は、「PDF 出力」にてチェック結果を出力し、印刷を行うこと。印刷したものを電子媒体納品書と一緒に調査職員へ提出するものとする。
- 3) 電子媒体のラベル面で記載した方法でウィルスチェックを実施すること。

4.6.5 電子成果品(CD-R等)の内容確認

- 電子成果品(CD-R)の確認にあたっては以下の点に留意する。
- i) 必要な書類が本ガイドラインおよび各要領・基準等に従って適切に作成・格納されていること
 - ii) 書類検査において確認した書類と、同一書類が格納されていること
 - iii) ウィルス対策を実施していること

電子成果品(CD-R等)の確認は、本ガイドラインおよび各要領・基準等に従い、正しく管理項目等が作成されていること、電子納品の対象書類が漏れなく格納されていることを確認する必要がある。

i)については、発注者が奈良県導入の電子納品検査システムでチェックをした検査結果リストや受注者が提出した電子納品システムのチェックシートにより確認する。

4.7 契約後に電子納品を導入する場合の対応

電子納品を実施するための指示事項及び確認書の記述例を以下に示す。

指示事項

1. 成果作成について

- ・本工事は、電子納品対象工事として、最終成果を電子データで納品すること。
- ・電子データについては、国土交通省が策定した「工事完成図書の電子納品要領」及び奈良県が策定した「土木工事の電子納品運用ガイドライン（案）」（以下、両者を総称して「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。
- ・「要領」で特に記載がない項目については、監督職員と協議のうえ決定すること。
- ・なお、工事の進捗上、電子化対応が困難な項目については、別途監督職員の指示によるものとする。

i)については、発注者が電子納品検査システム（CS-GV 奈良県版）でチェックをした検査結果リストや受注者が提出した電子納品チェックソフトのチェックシートにより確認する。

4.7 契約後に電子納品を導入する場合の対応

電子納品を実施するための指示事項及び確認書の記述例を以下に示す。

指示事項

1. 成果作成について

- ・本工事は、電子納品対象工事として、最終成果を電子データで納品すること。
- ・電子データについては、奈良県が策定した「土木工事の電子納品運用ガイドライン（案）」及び準用する国土交通省が策定した「工事完成図書の電子納品要領」（以下、両者を総称して「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。
- ・「要領」で特に記載がない項目については、監督職員と協議のうえ決定すること。
- ・なお、工事の進捗上、電子化対応が困難な項目については、別途監督職員の指示によるものとする。

令和 年 月 日

確 認 書

奈良県
〇〇土木事務所長 殿

会社名
氏 名

令和 年 月 日に指示があった件について、下記により確認しました。

記

1. 工事完成図書の作成

本工事の実施にあたっては、最終成果を電子納品するものとします。

作成にあたっては、国土交通省で策定した「工事完成図書の電子納品要領」及び奈良県が策定した「土木工事の電子納品運用ガイドライン」に準拠して電子データを作成します。

2. 成果の提出

上記により、作成した電子データを CD-R で 2 部（正・副）提出します。

令和 年 月 日

確 認 書

奈良県
〇〇土木事務所長 殿

会社名
氏 名

令和 年 月 日に指示があった件について、下記により確認しました。

記

1. 工事完成図書の作成

本工事の実施にあたっては、最終成果を電子納品するものとします。

作成にあたっては、奈良県が策定した「土木工事の電子納品運用ガイドライン」及び準用する国土交通省で策定した「工事完成図書の電子納品要領」に準拠して電子データを作成します。

2. 成果の提出

上記により、作成した電子データを CD-R 等で 2 部（正・副）提出します。

5. **巻末資料** チェックシート

別紙1 工事着手時の事前協議チェックシート（工事用）

別紙2 工事着手時の事前協議チェックシート（工事用）＜記入例＞

5. **巻末資料** チェックシート

別紙1 事前協議チェックシート（土木工事用）

別紙2 事前協議チェックシート（土木工事用）＜記入例＞

別紙3 ボーリング位置情報チェックシート。